

平成 31 年 4 月 26 日（金）
串田 誠一 議員（維新）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

1 問 法曹志望者が減少した理由について、法務省はどのように考えているか、法務当局に問う。

（法科大学院志願者については、制度設立当初（平成 16 年度）は 7 万 2,800 人いたが、平成 31 年度は 9,117 人に激減しているところである。）

このような、法曹志望者数の減少については、

- 平成 27 年 6 月の法曹養成制度改革推進会議決定において、法科大学院全体としての司法試験合格率や法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなっていることが挙げられ、
- 法務省が平成 30 年に実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいて、法曹志望に当たっての不安として、法曹資格取得までの時間的・経済的負担がかかる等（注）の要因が挙げられているところである。

法曹志望者の減少については、これら複数の要因が影響しているものと考えている。

（注）このほか、法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成 25 年 6 月）では、

- 司法修習終了後の就職状況が厳しいこと
- その一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあると考えられていることなどが挙げられている。

更問 司法試験の受験者数が減少した理由について、法務当局に問う。

[現状]

司法試験の受験者数は、旧司法試験における平成15年の4万5,372人をピークに減少の一途をたどっており、現行司法試験の受験者数についてみても、一昨年の5,967人から、昨年は5,238人と729人減少している。

[受験者数減少について考え得る要因]

司法試験受験資格については、現行法上、法科大学院を修了をした者及び予備試験に合格した者と定められているところ、司法試験の受験者数の減少については、様々な要因が考えられるが、法科大学院入学者数が減少し、それに伴い法科大学院修了者数が減少していることが影響しているものと考えている。

平成31年4月26日（金）
串田 誠一 議員（維新）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 国民民主党法案が実現した場合、法曹志望者が増加すると考えるか、法務当局に問う。

[法曹志望者増加の可能性]

国民民主党から提出された法案は、司法試験の受験資格を撤廃し、誰でも司法試験を受けられるようにするというものであり、司法試験の受験資格を法科大学院修了者及び予備試験合格者に限っている現行制度と比較すれば、司法試験を受験しようとする者の数が増加する可能生はあると考えられる。

[プロセスによる法曹養成の趣旨が維持されない]

もっとも、受験資格を撤廃する同法律案によれば、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で多様な人材を法曹として養成するという、プロセスによる法曹養成の理念や趣旨がもはや維持されず、司法試験という「点」による選抜となる。

その結果として、司法試験の受験者数は増加するとしても、プロセスによる法曹養成により、有為な人材が予測可能性が高い状況で安心して法曹を目指し、また、質・量ともに豊かな法曹人材を確保することができなくなるおそれがあるものと考えている。

(参考) 司法制度改革審議会意見書（抜粋）

意見書では、旧法曹養成制度について、

- 受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著
- 大幅な合格者増をその質を維持しつつ図ることは大きな困難
- 大学教育と法律実務との乖離が指摘され、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っているとの指摘をしている（61頁）。

平成31年4月26日（金）
串田 誠一 議員（維新）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 豊かな素養と実務能力を備えた法曹人材の養成は、法科大学院がなくとも、法学部の教育と司法修習の中で行なうことができるのではないのか、法務当局に問う。

[法科大学院教育における実務教育について]

現行の法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度では、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院において、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分についても、実務と理論との架橋を強く意識した教育を行い、他方、司法修習においては、法科大学院での教育内容も踏まえ、裁判所、検察庁、弁護士事務所のそれぞれにおいて実際の事件を通じた実務教育を内容とする実務修習を中心として行うこととされている。

[実務教育を法科大学院から司法修習に移すことについて]

このように、法科大学院教育と司法修習については、プロセスとしての法曹養成制度の理念を踏まえ、適切な役割分担がされているものと考えている。

豊かな素養と実務能力を備えた法曹人材の養成について、（委員御指摘のように）法科大学院を中心とするのではなく、専ら学部教育と司法修習に委ねる見直しを行うことは、（先ほど述べたような）質・量ともに豊かな法曹を養成するために創設されたプロセスとしての法曹養成制度の趣旨、すなわち、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で多様な人材を法曹として養成する理念に沿わないものであり、相当でないと考えている。

法務省としては、プロセスとしての法曹養成制度の理念を

維持することを基本とした上で、学部、法科大学院及び司法修習の各段階において、その目的・趣旨に沿った適切な教育や研修が行なわれることが望ましいと考えている。

更問1　（導入修習が復活したように）実務能力の養成は司法修習のみに委ねた方が効果的ではないか。

[法科大学院における実務教育の位置付け]

（先程述べたとおり、）法科大学院における教育は、理論的教育と実務的教育を架橋するものであり、法理論教育を中心としつつも、（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分といった）実務教育の導入部分をも併せて実施することは、法科大学院の位置付けからして、不可欠な内容の一部であるといえる。

[司法修習の位置付け]

他方、司法修習については、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中心核として位置付けるものとして実施されることとされている。

そうすると、実務教育の導入部分についてまで、司法修習に担わせることは、法科大学院教育と司法修習の役割分担として、適切ではないと考えている。

（なお、平成26年11月開始の第68期司法修習からは、導入修習が実施されているが、これは、司法修習の実効性を高める観点から、（修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的に、）実施されるものであり、法科大学院教育と司法修習の関係に関する前述の考え方を見直すものではない。）

平成31年4月26日（金）
串田 誠一 議員（維新）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

4問 予備試験について、現在の利用状況が本来の制度趣旨とかい離している状況にあることを前提に、どのような対応が適当と考えるか、法務当局に問う。

[前提：予備試験改革案についての委員の提案]

予備試験について、現在の利用状況が本来の制度趣旨とかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘もあることから、委員からは、その対応策として、①予備試験全面廃止という考え方と、②旧司法試験制度に近い形に再構築するという考え方をお示しいただいたところである。

[対応策①についての見解]

しかしながら、このうち、他の現行制度を維持しつつ、予備試験のみを全面廃止するという考え方については、現状では、慎重な検討が必要ではないかと考えられる。すなわち、予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであり、現行の予備試験出願者の属性をみると、出願時の申告で、無職、会社員、公務員等が受験生の過半数を占めており、このような面では、予備試験が本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられるところである。

予備試験の全面廃止は、このような者の法曹となろうとする途を閉ざすことにならないか、などの問題点を含め、その全面廃止については慎重な検討が必要であると考えている。

[対応策②についての見解]

次に、旧司法試験制度に近い形に再構築するという考え方については、（先ほども申し上げたように、国民民主党から提出された法案に近い、）司法試験という「点」による選抜をしようとするものと考えられる。もっとも、この考え方については、そもそも、このような制度改革は、現行の、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を抜本的に見直すことが相当かという観点から、慎重に判断されるべき問題と考えられる。（先ほど述べたように）旧司法試験制度に近い形に再構築するとすれば、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で多様な人材を法曹として養成するプロセスとしての法曹養成の趣旨を維持することができなくなると考えている。

[適当な対応について]

（このほか、例えば、本来の制度趣旨に沿っていない者について予備試験受験資格を制限するといった対応も一応考えられるところであるが、合理的な受験資格の内容・範囲を客観的かつ一義的に定めることができないか等の課題がある。）

いずれにしても、予備試験の在り方については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、「予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害する事がないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされているところであります、法務省としては、予備試験の在り方について、今回の制度改革の実施状況等も踏まえつつ、しっかりと必要な検討をしてまいりたい。

更問1 「法科大学院生」であれば、客観的かつ一義的に予備試験受験資格を制限できるのではないか。

法科大学院生に対する予備試験受験資格を制限すべきではないかという御意見があることは承知しているが、法科大学院の在学生であっても、その経済的事情を含めた生活状況は様々であり、その置かれている状況や環境は大きく異なるものと考えられる。

したがって、法科大学院に在学しているという一事をもつて一律に受験資格を制限することについては、その必要性や及ぼす効果・影響も勘案した上で、慎重に検討されるべき課題と認識している。

いずれにしても、法務省としては、予備試験の在り方について、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な検討をしつかり行ってまいりたい。

更問2 「法科大学院生の在学生にも様々な事情を抱えている」ということだが、予備試験受験者についての事情を調査、把握しているのか。

法務省が平成28年に行った予備試験に関するアンケート調査結果によれば、法科大学院に在籍しているながら予備試験を受験した理由として、

- 「自分に適性があるか見極めたり、実力を試したり、司法試験の雰囲気を掴むためには有効であると考えたから」との回答が、約72%
- 「予備試験に合格した方が就職等の面で有利であると考えたから」との回答が、約52%となっている一方で、
- 「法科大学院に通うことは可能であるものの、経済的負担を少しでも軽減したかったから」との回答が、約21%，
- 「法科大学院に進学したものの、経済的余裕が十分でなく法科大学院修了した上で司法試験に合格することが困難であると思われたから」との回答が、約5%あり、予備試験受験の理由として、経済的理由を挙げる回答が少なからず見られたところであり、予備試験の在り方の検討に向け、引き続き予備試験の運用の状況について、把握に努めてまいりたい。

更問3 法務省においては、予備試験の在り方について、具体的にどのような検討をしているのか。

(先ほど申し上げたとおり,) 予備試験の在り方については、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害する事がないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討するとされたところである。

法務省としては、現在、御審議いただいている法案の実現により、まずは、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度改革を進めたいと考えているところであるが、

他方で、予備試験についても、必要な検討を進めるために、予備試験の運用や予備試験を経由して司法試験・司法修習を経て法曹となった者の実情を把握する観点から、予備試験の受験動機、受験状況、合格者の司法試験受験結果、司法試験合格後の状況等に関する情報収集等を継続的に行っているところである。

(現段階で、予備試験の在り方に関する方向性について申し上げられる段階にはないが、) 引き続き、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、必要な検討を進めてまいりたい。

平成31年4月26日（金）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 共通到達度確認試験の結果により司法試験の短答式試験を免除することは考えているのか、法務当局に問う。

[共通到達度確認試験の現状と今後の対応]

共通到達度確認試験については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、文部科学省において、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係について、必要なデータ収集・検証・分析を平成29年度（注）から開始していると理解している。

法務省としては、文部科学省と連携し、文部科学省による検証等に協力し、意見交換を行うなどしながら、法曹養成制度改革推進会議決定の内容を踏まえ、必要な検討を行うこととしたい。

（注）平成27年度に行われた第2回の共通到達度確認試験を受験した法科大学院2年次の者が、初めて司法試験に受験したのが平成29年度のため。（第1回目の共通到達度確認試験は、実施することを優先し、追跡調査の対象としていない。）

（参照）推進会議決定の内容

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、共通到達度確認試験について、文部科学省が、平成30年度を目途に本格実施に向けて試行を行うとともに、将来的に共通到達度確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、所要の検証・分析等を行うこととされており、その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、「共通到達度確認試験の安定性及び共通到達度確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、共通到達度確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、

共通到達度確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、共通到達度確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する」とされたところである。

平成31年4月26日（金）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 貸与制下の司法修習生であった者に対する救済措置を講ずるべきではないか、法務当局に問う。

[救済措置を設けない理由]

従前の貸与制下で司法修習を終えた者（注1）に対する救済措置については、①既に修習を終えている者に対して、国の財政負担を伴う事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解を得ることは困難と考えられる。

②また、仮に、何らかの救済措置を実施するとしても、従前の貸与制下において貸与を受けていない者等（注2）の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題もある。

[結論]

したがって、貸与制下に司法修習を終えた者に対する救済策を講ずることは困難であり、予定していない。

[返還期限の延期が可能]

なお、従前の貸与制下の司法修習生が、経済的な事情により法曹としての活動に支障を来すことがないようにするための措置として、一定の返還猶予事由がある場合には、貸与金の返還期限の猶予が制度上認められている（注3）。このような場合には、最高裁判所に対して、個別に、貸与金の返還期限の猶予を申請することが可能となつており、個別の申請に対しては、最高裁判所が適切に判断されるものと承知している。

(注1) 平成23年11月から平成28年11月までに修習を開始した司法修習生（司法修習新65期～第70期）。

修習給付金は、平成29年11月に修習を開始した司法修習生（第71期）から支給されている。

(注2) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

(注3) 具体的には、①「災害・傷病その他やむを得ない理由」により返還が困難となった場合と②返還が「経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由がある」場合である。

このうち、①の「その他やむを得ない理由」として、育児休暇や介護休暇により一定期間収入を得ることができない場合等が想定されている。

また、②の「最高裁判所の定める事由」として、返還期限1年前の収入として、①300万円以下の場合（給与所得のみの場合）、②必要経費控除後の額が200万円以下である場合（給与所得のみ以外の場合）が定められている。

(参照条文)

○裁判所法（平成29年法律第23号による改正前のもの）

第六十七条の二 （略）

2 （略）

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5 （略）

(参考) 平成30年11月16日衆議院法務委員会松田功君に対する山下法務大臣答弁

弁護士のいわゆる谷間世代問題ということでございますけれども、いわゆる谷間世代の司法修習生に対して救済措置が必要だということでございますが、これはそもそも、要するに、経済的支援制度を導入する際に、相当、超党派で委員の皆様がお集まりになつてやられたということはあります。

ただ、それより先に進んで、既に修習を終えている者に対して国の財政負担を伴う事後的な救済措置を実施することについて国民的理解が得られるのかということになると、若干困難ではないかというふうな指摘もございます。そしてまた、既に貸与制のもとにおいて貸与を受けていない者の取扱いをどうするか。要するに、貸与を受けていない、じゃ、その人には払うのか払わないのかとか、そういう制度設計上の困難な問題もあるということをございます。

そうしたことは先ほど司法法制部長も答弁したと思いますが、ただ、若い世代の法律家が存分に活躍できる、そういう若い法曹にとって魅力ある社会を我々はつくりたいというふうに考えております。

そういう中で、今、さまざまな制度変更、例えば相続法制の変更であるとかあるいは民法の債権法の変更であるとか、こういったことも含めて、新しい分野に若い法曹にチャレンジしていただき、しっかりと頑張っていただきたいというふうに思っております。

といったことで、谷間世代の問題につきましては、なかなか難しいということを御理解賜ればというふうに思っております。

更問1 貸与金の一部免除や返済猶予等の救済措置を講ずることも考えられないのか。

(先ほど申し上げたとおり,) 経済的な事情により, 法曹として活動に支障を来すことがないようにするための措置として, 一定の返還猶予事由がある場合には, 貸与金の返還期限の猶予も制度上認められている。

このような事由が認められない場合にまで, 一部免除や返還猶予等の措置を講ずることは困難であると考えている。

更問2 貸与制下における司法修習生は、その前後の司法修習生と比べて、経済的取扱いに不公平が生じているのではないか。

貸与制を含む司法修習生に対する各支援制度は、いざれも、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるようにし、修習の実効性を確保するための方策の一つとして採用されたもので、いざれも合理的な内容（注）と理解している。

したがって、司法修習生となった時期により、結果として、法律に基づき実施された経済的支援制度の内容が異なるからといって、その差異があることが不合理又は不公平と評することはできないと考えている。

（注）当該貸与制は、希望する司法修習生に対し、基本額23万円を、資力審査なく無利息で月額貸与することを内容としたものであり、修習の実効性を確保するための方策として合理的と考えられる。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

1問 法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度の導入から15年が経過したが、どのような成果があがっているのか、法務副大臣に問う。

[新たな法曹養成制度の成果]

平成16年に開始した法科大学院を中心とする法曹養成制度の導入以降、

- 組織内弁護士がこの10年間で10倍近く増加するなど、法曹有資格者の活動領域が着実に広がったこと
- 弁護士がない、あるいは一人しかいない地域である、いわゆる「ゼロワン地域」が全国的にほぼ解消され、司法過疎の問題が大きく改善されたこと

等が、新たな法曹養成制度の成果として挙げられると考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

2問 新たな法曹養成制度導入後、旧制度当時と比較して、法学部以外の出身者・社会人経験者などの多様な法曹の数は、どのくらい増えたのか、法務副大臣に問う。

[結論]

平成元年から平成17年までの旧司法試験合格者総数のうち、

○ 四年制大学の法学部系統の学部に在籍した者の割合(注)は約87%

○ それ以外の者の割合は約13%

であったのに対し、新たな法曹養成制度による、平成18年から平成30年までの法科大学院修了資格に基づく司法試験合格者総数のうち、

○ 四年制大学の法学部系統の学部に在籍した者の割合(注)は約82%

○ それ以外の者の割合は約18%

であり、総数でいえば、新たな法曹養成制度の導入後、法学部出身以外の司法試験合格者の割合が増加している。



なお、御指摘の社会人経験者については、旧司法試験の出願に当たり、出願時の職業を継続的に調査しておらず、新制度導入後の結果と比較することができない。」

(注) 出願時の自己申告によるものである。

(参考)

- 平成元年から平成17年までの旧司法試験合格者総数は、15,006人。
　　そのうち、法学部系統の学部に在籍した者の数は、13,106人。
　　それ以外の者の数は、1,900人。
- 平成18年から平成30年までの法科大学院修了資格に基づく司法試験合格者総数は22,179人。
　　そのうち、法学部系統の学部に在籍した者の数は、18,244人。
　　それ以外の者の数は、3935人。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
4月26日(金) 衆・文科委 笠 浩史 議員(未来)

3問 司法試験合格者に占める、法学部以外の出身者・社会人経験者の割合は増加しているのか、法務副大臣に問う。

[結論]

法科大学院修了資格（注）に基づく司法試験合格者のうち、法学部出身以外の者の割合は、平成19年の約22%が最大で、その後は減少傾向にあり、平成30年には約13%となっている。」

（注）予備試験合格資格に基づく司法試験合格者の同様の数値は把握していない。ただし、自己申告によるものである。

(参考資料)

司法試験最終合格者数における法学部系・非法学部系の別

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

司法試験最終合格者数における法学部系・非法学部系の別

①旧司法試験

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
法学部系	422	465	545	574	650	666	675	663	663	707	866	884
割合(%)	83.40	83.19	80.08	91.11	91.29	80.00	81.46	80.33	88.87	87.07	88.60	88.93
非法学部系	84	34	60	56	62	74	63	71	83	105	114	110
割合(%)	16.60	6.81	9.92	8.89	8.71	10.00	8.54	9.67	11.13	12.93	11.40	11.07
最終合格者数	506	499	605	630	712	740	738	734	746	812	1,000	994

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法学部系	848	1,032	892	1,233	1,201	450	191	114	67	46	4
割合(%)	85.66	87.24	84.79	83.14	82.04	81.97	77.02	78.17	72.83	77.97	66.67
非法学部系	142	151	178	250	263	98	57	30	25	13	2
割合(%)	14.34	12.76	15.21	16.86	17.96	18.03	22.98	20.83	27.17	22.03	33.33
最終合格者数	990	1,183	1,170	1,483	1,464	549	248	144	92	59	6

②司法試験

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
法学部系	893	1,439	1,618	1,617	1,678	1,689	1,685	1,582	1,397	1,385	1,143	1,083	1,034
割合(%)	88.50	77.74	78.35	79.15	80.95	81.87	82.44	82.01	84.82	83.23	84.79	86.43	86.96
非法学部系	118	412	447	428	395	374	359	347	250	279	205	170	155
割合(%)	11.50	22.26	21.65	20.85	19.05	18.13	17.56	17.99	15.18	16.77	15.21	13.57	13.04
最終合格者数	1,008	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044	1,929	1,647	1,664	1,348	1,253	1,189

1 受験願書の記載等に基づく情報

2 「法学部系」の数は、最終合格者のうち、四年制大学の法学部系統の学部に在籍した者の数を、「非法学部系」の数は、「法学部系」を除いた最終合格者数を示している。

3 最終合格者数には、司法試験予備試験合格の受験資格により司法試験を受験した者の数は含まれていない。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

4問 平成30年の司法試験合格者に占める、法学部以外の出身者・社会人経験者の割合は、①法科大学院修了資格に基づく司法試験合格者と②予備試験合格資格に基づく司法試験合格者とで、どちらが多いのか、法務副大臣に問う。

[結論]

比較に必要な情報を把握しておらず、お尋ねの比較は困難である。

[理由]

○ まず、社会人経験者の割合に関しては、司法試験受験者に対して、出願時より以前の職歴を含む社会人経験の有無についての調査は行っておらず、お尋ねの比較は困難である。

なお、平成30年の司法試験合格者のうち、出願時点で社会人であったと考えられる者(注)の割合は、

法科大学院修了資格による者が約5.4%

予備試験合格資格による者が約14%

であった。

○ 次に、法学部以外の出身者の割合に関しては、法



科大学院修了資格に基づく司法試験受験者については、その出願時に、法学部系統の学部への在籍の有無を調査しているが、予備試験合格資格に基づく司法試験受験者については、（予備試験の受験に特段の資格を要さないため）その調査を行っておらず、お尋ねの比較は困難である。」

(注) 司法試験出願時の願書において、職種が公務員、教職員、会社員、法律事務所事務員、塾教師及び自営業であると記載した者をいう。ただし、自己申告によるものである。

(参考)

平成30年の司法試験合格者のうち、出願時点で社会人であったと考えられる者のうち、

法科大学院修了資格による者が64人
予備試験合格者による者が47人

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線██████ 携帯████████】

(対大臣・副大臣・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

5問 新たな法曹養成制度導入後、人材の質向上という観点の成果につき、どのような調査・分析を行っているのか、法務副大臣に問う。

[結論：網羅的な調査・分析は行っていないが、事例紹介等は実施]

新・旧法曹養成制度を通じ、多様なバックグラウンドを有する質の高い人材が増加しているかという委員の問題意識に沿った形で、法曹になった者を対象とする網羅的な調査・分析は行っていない。

もっとも、法務省が文部科学省と共同して開催している法曹養成制度改革連絡協議会においては、現行法曹養成制度の下で、医師や建築士、専業主婦など、多様なバックグラウンドを有する者が、法科大学院教育を受け、弁護士となって様々な分野で活躍している具体的な事例（注）についての紹介や情報共有を図っているところである。】

(注) 現行法曹養成制度下における多様な人材の活躍例（法曹養成制度改革連絡協議会における日本弁護士連合会資料より）

- 医師として活躍していたが、法科大学院制度発足を契機に弁護士を目指し、現在は、医療関係紛争を多数

扱っている事例

- 一級建築士であり、企業に勤務していたが、法科大学院に入学し、現在は、幅広い事件を扱っている事例
- 専業主婦から、法科大学院制度発足を契機に弁護士を目指し、弁護士となった後は、国境を越えた家族間紛争の解決のプロジェクトに従事するなど、海外と関わる業務を中心に従事している事例
- 法科大学院で学んだことを基礎に、世界有数のグローバル・ファームの東京オフィスにおいて、国際取引実務の分野に従事している事例

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線██████ 携帯████████】

更問 多様なバックグラウンドを有する人材の質の変化について、調査、分析を行うべきではないのか。

〔委員の御指摘を踏まえ努力したい〕

質の高い多様な人材の増加の状況を網羅的・定量的に把握することは容易ではないが、質・量ともに豊かな法曹を養成する観点からは、このような情報を把握していくことは重要と考えている。

(委員御指摘の点を踏まえ) 多様かつ質の高い人材が活躍している状況について、できる限りの情報収集に努めてまいりたい。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

6問 予備試験は、司法制度改革審議会で議論されたように、「例外措置」という理解でよいか、法務副大臣に問う。

[予備試験の趣旨]

御指摘の「例外」という言葉の意味は多義的であり、一概にお答えすることは困難である。

プロセスによる法曹養成という観点では、法科大学院というプロセスを経ていないという意味では、例外ともいいう一方、予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するという重要な役割を担っており、司法制度改革審議会意見書においても「例外」との表現は用いられていない。

したがって、予備試験について、「例外措置」とまで言い切るのは相当ではないと考えている。」

(参考) 司法制度改革審議会の議論

一連の司法制度改革の議論では、平成13年4月24日に開催された第57回司法制度改革審議会の議事録によれば、「法曹養成及び法曹人口に関する審議の取りまとめについて(叩き台)」と題する資料に

「第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者は、新司法試験の受験資格を有する。

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途が確保されることが必要である。」との記載があるところ、この記載について、

「法科大学院を核としたプロセスとしての新たな法曹養成システムの整備という我々の基本的な考え方、言つてみれば大きな筋道はあくまで堅持しながら、それを経由しないで法曹となる道を開いておくということを、例外という形ではなく、「また」という言葉でつないで記述したものであります。」と説明されている。

そして、その直後の平成13年6月12日に、この叩き台の内容を踏まえ、司法制度改革審議会意見書が取りまとめられた。

(参考資料)

- 法曹養成及び法曹人口に関する審議の取りまとめについて（叩き台）
- 司法制度改革審議会意見書（抜粋）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

7問 司法制度改革審議会の中間報告においては、予備試験について「例外措置」と記載されていたにもかかわらず、平成13年6月の審議会意見書においては、その記載がなくなっていたのはなぜか、法務副大臣に問う。

[司法制度改革審議会での議論]

平成13年4月24日の審議会の議事録によれば、「法曹養成及び法曹人口に関する審議の取りまとめについて(叩き台)」の記載内容について、中間報告から改めた理由について、

「中間報告では「やむを得ない事由」により入学が困難な者にこういう道を開くというふうに書いていたわけですが、これでは不明確ではないかというご批判があることに加えまして、例えば行政や企業法務等実社会で十分な経験を積んだ人にまで法科大学院に入って勉強し直してこいというのは不当ではないか、というご意見もあったことなどを考慮しまして、こういう表現に改めたものであります。」

との記載がある。

〔結論〕

このような審議会における議論を踏まえて、司法制度改革審議会意見書として取りまとめられたものと理解している。」

(注) 平成12年11月20日の「中間報告」では「ただし、やむを得ない事由により法科大学院への入学が困難な者に対しては、法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度を整備することの趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、別途、法曹資格取得を可能とする適切な例外措置を講じるべきである。」とされている。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

8問 「例外措置」との記載がなくなったのは、政治的な力が働いたからではないか、法務副大臣に問う。

〔御指摘は当たらない〕

中間報告の記載ぶりが改められた理由は、先ほど申し上げたような審議会における議論を踏まえたものであって、御指摘のような事情によるものではないと理解している。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

9問 予備試験は、その廃止も含めて見直すべきではないか、法務副大臣に問う。

[予備試験の必要性]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えている。

[今後の検討]

もっとも、予備試験制度については、推進会議決定において、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしているとされている一方、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとして、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべ



きことや、法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において必要な制度的措置を講ずることを検討するとされているところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることができ最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

10問 在学中受験の実現については、どのような場で、どのような議論を行ったのか、法務副大臣に問う。

[与党の議論]

在学中受験の実現については、昨年7月に行われた、与党の法務・文部科学合同部会において、出席した議員から、法曹養成プロセスの時間の短縮といった法科大学院改革とともに、これを踏まえた司法試験の在り方の見直しとして、いわゆるギャップチームの解消も含め、必要かつ速やかな見直しを行うとの改革の方向性が具体的に提案され、意見交換が行われたが、この改革の方向性に大きな異論はなかったと承知している。

[その後の議論]

そして、この提案を踏まえ、法務省においては、在学中受験資格を認める必要性・合理性や、それを実現する場合の具体的制度の在り方（注）等の様々な観点から、法科大学院に関する集中改革の取組を進める文部科学省と連携しつつ、鋭意検討を行ってきたところである。

その過程では、日本弁護士連合会や法科大学院協会からも意見・要望を聞きながら、文部科学省と連携して改正法案の具体的な立案作業を進め、在学中受験資格を導入することを含め、今般の改正法案の全体的な方向性を固めていったものである。

そして、与党における法案審査等を経た上で、今般の改正法案について、本年3月12日に閣議決定し、国会に提出したところである。」

(注) 例えば、試験科目を含む司法試験・予備試験の内容や、在学中受験資格の受験可能期間の起算点、司法修習との円滑な連携の点等。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
4月26日(金) 衆・文科委 笠 浩史 議員(未来)

11問 在るべき法曹像について、どのように考えているのか、法務副大臣に問う。

[在るべき法曹像]

今後の在るべき法曹の姿としては、高度の法的知識はもとより、創造的な思考力、法的な分析能力を備え、また、先端的な法領域の理解や、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付けていることが求められ、そのような法曹（「国民の社会生活上の医師」）が、社会の法的需要に応え、様々な分野において広く活躍することが期待されていると認識している。】

(参考資料) 司法制度改革審議会意見書(抜粋)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

III 司法制度を支える法曹の在り方

制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。本意見で述べるような、新たな時代に対応するための司法制度の抜本的改革を実りある形で実現する上でも、それを実際に担う人的基盤の整備を伴わなければ、新たな制度がその機能を十分に果たすことは到底望みえないところである。

まして、今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中での 21 世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッショナルとしての法曹（裁判官、検察官、弁護士）の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。

まず、質的側面については、21 世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。

他方、量的側面については、我が国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参入者数においても、極めて少なく、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大を考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務であることは明らかである。

加えて、真に国民の期待と信頼に応えうる司法（法曹）をつくり育てていくためには、法律専門職（裁判官、検察官、弁護士及び法律学者）間の人材の相互交流を促進することも重要である。

2 法科大学院

(1) 目的、理念

ア 目的

法科大学院は、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十分に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。

イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- ・ 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・ 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・ 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・ 法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること
- ・ 法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること

- ・ 新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること
- ・ 法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとすること
- ・ 以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること
- ・ 入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとすること
- ・ 資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること
- ・ 法科大学院における適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上を図るため、公正かつ透明な評価システムを構築するなど、必要な制度的措置を講じること

(2) 法科大学院制度の要点

ア 設置形態

- 法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。
- 独立大学院や連合大学院も制度的に認めるべきである。

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院とすべきである。なお、法科大学院の設置は既存の大学を拠点としなければならないわけではなく、例えば、弁護士会や地方公共団体等の大学以外の主体が学校法人を作るなどして、法科大学院の設置基準を満たせば、法科大学院を設置することができるのは当然である。既存の大学を拠点とする法科大学院と、これらの新しいタイプの法科大学院が競争し、それぞれが理想とする多様な法曹を養成する柔軟なシステムが展開されることが望まれる。

設置形態としては、法学部に組織上の基礎を持つ大学院のほかに、基礎

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
4月26日(金) 衆・文科委 笠 浩史 議員(未来)

12問 在るべき法曹の姿やそれを踏まえた司法試験制度の改革につき、今後、広く議論を行うべきではないか、法務副大臣に問う。

[議論を行う重要性]

(委員御指摘のとおり) 在るべき法曹の姿を踏まえ、司法試験制度を含む法曹養成制度全般について、様々な観点から幅広く議論を行っていくことは、重要であると認識している。

今後とも、質・量ともに豊かな法曹を養成していくという観点から、法曹養成制度をめぐる諸課題について、文部科学省を含む関係者との間で、しっかりと議論を行ってまいりたいと考えている。

もっとも、喫緊の課題である法曹志願者の大幅減に対応するために、まずは、今般の法案による制度改革を着実に進めることができ最優先であり、その一環として、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方についても早急に検討していきたいと考えている。

[司法試験の在り方を検討する会議体]

そこで、本法案が成立すれば、法務省としては、



法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を設置して、文部科学省を始めとする関係省庁のほか、教育関係者や法曹実務家等を構成員として、検討を進めていくことを予定している。

その会議体においては、例えば、

- ① 法科大学院の教育現場・カリキュラムの現状、
- ② 法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力などを踏まえた新たなカリキュラム編成の内容等の事項を含め、関係者の意見も十分に聴いた上で、在学中受験の実施を念頭に置いた法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、検討がされていくものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】